

そ富貴には成るべしと訓へけるとかや。積善の家には餘慶ありとは、かゝる事をや可申と、大桑屋清兵衛物語りなり。木端は同年十一月遂に病死せしが、いかさま人に變りたる事のみ多し。淨土宗にて、菩提所は卯辰誓願寺なるに、大乘寺へ土葬にすべしと遺言して、祠堂銀十貫目、此内四貫目は本多安房守へ當分取替銀なり。有銀六貫目上ると也。菩提所誓願寺へは少しも銀子は不上と也。是は日頃當寺と不和成る事有りしか。扱孫娘三人有り。上二人は縁付居り、此者に銀四拾貫目宛、末一人はいまだ縁付不申者に五拾貫目、手代助右衛門に隠居家と銀四貫目、妾に銀拾貫目、中屋久兵衛・角屋久兵衛・田地屋新右衛門・茶屋三右衛門、此の四人は出入者にて、晝夜懇成りしに、五兩・十兩宛とらせけり。此外娘にも婢にも召使・家來にも一圓に遺物とてはなかりしとなりと。平次按ずるに、道願屋木端は實に有福の長者といふべし。徒然草に、或大福長者の曰く、人は萬をさしおきてひたぶるに徳をつくべき也。まづしくは生けるかひなし。富めるのみを人とす。徳をつかんと思はゞ、すべからくまづ其心づかひを修行すべし。其心と

いふは他のことにあらず。人間常住の思ひに住して、かりにも無常を觀する事なけれ。是第一の用心なり。次に萬事の用をかなふべからず。人の世に有る、自他につけて所願無量なり。欲にしたがつて志をとげんと思はゞ、百萬の錢有るといふとも暫くも住すべからず。所願はやむ時なし。財はつくる期有り。かぎりある財をもちてかぎりなき願にしたがふ事、得べからず。所願心にきざす事あらば、我をほろぼすべき惡念きたれりと、かたくつゝしみおされて、小要をもなすべからず。次に錢を奴の如くして遣ひ用ふる物としらば、ながく貧苦をまぬかるべからず。君のごとく、神のごとく、恐れたうとみて、したがへ用ふる事なかれ。次に耻に望むといふとも、いかりうらむる事なかれ。次に正直にして、約をかたくすべし。此儀を守りて利を求めん人は、富のきたる事火のかはけるにつき、水のくだれるに隨ふがごとくなるべし。錢つもりて盡きざる時は、宴飲聲色をことゝせず。居所をかざらず。所願をなさせれども、心とこしなへにやすくたのしと申しき。と載せたり。おもふに、兼好が聞きたりしつれづれの富貴論は、甚だ密にし

て數條也といへども、道願屋木端が伽せし中買壁屋清右衛門へ教訓せし富貴蓄財の金言は、積善の餘慶を示し、僅かの一言にて其の論高しといふべし。

○犀川橋場町

變異記に、享保十八年四月廿六日、傳馬町後養智院邊小家より出火、五枚町・橋場町邊類焼。とありて、犀川橋爪をば昔は橋場町と呼び、今も橋場といへり。橋場邊は輻湊の地にて、諸商賈人も此の地をば最上となしたり。故に競うて商店を開けり。

○犀川橋

此の橋と淺野川の橋は、金澤上下の往來橋なるを以て、俗に大橋と呼べり。三壺記に、寛永八年の條に中河原町の大橋とあり。按ずるに、拾葉名官記に、坂井就安在勤の頃、犀川二瀬に分れ、一瀬は香林坊小橋の下を流るゝを、利常卿就安に命ぜられ、犀川の川上を切りて一瀬となし、中嶋の地を悉く町地と成す。今の河原町是也。と見ゆ、古寺町山伏福藏院の由來書に、慶長十九年河原町小橋の爪にて第地拜領す。香林坊橋邊なるよし見わたれば、むかしは犀川

二瀬に成り、大小二橋ありしゆゑに、大橋或は小橋と呼びそめたるにや。貞享二年の泉野寺町金剛寺由來書に、慶長十二年に犀川一橋之邊に而寺地拜領仕。とあり。さればそのさき大橋とも、或は一橋とも呼びたりしと聞ゆ。金澤市中にて第一の橋梁なるを以て、一橋と稱したるか。又金澤橋梁記に、いさごの橋、犀川大橋の事。とあり。此の橋名をいさごの橋と呼べる事、外に所見あるか。いまだその徵證を得ずといへども、淺野川橋をば古名蟲橋といへりともあれば、犀川橋にもさる古名ありけん。尙追考すべし。

○犀川橋梁事略

犀川・淺野川兩河は、金澤上下の河流にて、させる大河にあらずといへども、歩渡にも成し難き河水なれば、舊藩國初以前より橋梁あるべけれど、その濫觴詳かならず。金澤藩家町人竹屋仁兵衛の所藏する藩祖大納言利家卿の印書に、左の如く載せられたり。是兩橋の事の書札に見ゆる初めならんか。  
西川・淺野川橋手傳の事、能州へも又加州山おくへ越候て、材木を出候事はゆるし候。則橋本ばかりにて手傳の事可申